

# 市税を一時に納付できない方のための 猶予制度について

市税を一時に納付できない方は、お早めに納税課まで御相談ください。

## 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・



その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、平塚市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

## 徴収猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・



申請をすることにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

## 猶予が認められると・・・

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

## 申請の手続き

### 提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」  
※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- ③担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）  
※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

### 申請の期限

- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内。
- ・徴収猶予：表面①～④に該当する徴収猶予については申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。  
表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

### 猶予の承認又は却下

提出された書類の内容を審査した後、平塚市から猶予の承認又は却下を通知します。猶予が承認された場合は、平塚市から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画書のとおり納付する必要があります。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合。
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合。
- ・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合  
【担保として提供することができる主な財産の種類】
  - ・国債や平塚市長が確実と認める上場株式などの有価証券
  - ・土地、建物
  - ・平塚市長が確実と認める保証人の保証

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる認められた期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合 など